

## 現行市町村税制の概要（平成 29 年 4 月 1 日現在）

### 普 通 税

#### 1 市町村民税

##### (1) 納税義務者

ア 市町村内に住所を有する個人

イ 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者

ウ 市町村内に事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）

エ 市町村内に寮等を有する法人で、当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの

オ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

##### (2) 課税標準

###### ア 個人

(ア) 所得割（(ウ)を除く。）

収入金額から必要経費、所得控除額等を控除した額

(イ) 土地建物等の譲渡所得等、分離課税所得に係る所得割

収入金額から必要経費、特別控除額等を控除した額

(ウ) 退職分離課税に係る所得割

退職収入金額から退職所得控除額を控除した額に 1/2 を乗じた額

所得税法第 30 条第 4 項に規定する役員等で勤続年数が 5 年以下である者が受ける退職手当等については 1/2 をしないで計算する。

###### イ 法人

(ア) 法人税割

法人税額から外国税額控除等を控除する前の額

##### (3) 税率

###### ア 個人

(ア) 均等割

標準税率 3,000 円（平成 26 年度分から平成 35 年度分までは年額 3,500 円）

(イ) 所得割

a 所得割額（分離課税に係る所得割を除く。）

課税総所得金額、課税退職所得金額及び 課税山林所得金額の合計額	標準税率
一 律	6 %

b 土地建物等の譲渡所得等、分離課税所得に係る所得割

(a) 土地建物等の譲渡所得に係る所得割額

・長期譲渡所得（譲渡した年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超える場合）

課税長期譲渡所得 × 3 %

ただし、優良住宅地等のための譲渡、一定の居住用財産の譲渡の場合等には、別途課税の特例（軽減税率）がある。

・短期譲渡所得（譲渡した年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年以下の場合）

課税短期譲渡所得 × 5.4 %

ただし、国等への譲渡の場合には別途課税の特例（軽減税率）がある。

(b) 株式等の譲渡所得等に係る所得割

- ・ 上場株式等 1.8%
- ・ 非上場株式等 3%

上場株式等のうち源泉徴収選択特定口座内の株式譲渡は、県民税株式等譲渡所得割の対象となる。(県が特別徴収後、株式等譲渡所得割交付金として市町へ交付)

(c) 先物取引の雑所得等に係る所得割

税 率 3%

c 退職分離課税に係る所得割額

税 率 一律6%

イ 法人等

(ア) 均等割

区 分	標準税率	制限税率
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項に規定する公共法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人 エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに上げる法人を除く) オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人以下のもの	年額 5万円	年額 6万円
2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	年額 14.4万円
3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	年額 15.6万円
4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	年額 18万円
5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	年額 19.2万円
6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	年額 48万円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	年額 49.2万円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	年額 210万円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	年額 360万円

(イ) 法人税割

標準税率 100 分の 9.7 (制限税率 100 分の 12.1)

(4) 賦課期日

ア 個人

均等割及び所得割(分離課税に係る所得割を除く。) 1月1日

イ 法人等 なし

(5) 納期

ア 個人

(ア) 均等割及び所得割(退職分離課税に係る所得割を除く。)

普通徴収の場合は、6月、8月、10月及び1月中において条例で定める。

特別徴収の場合は、6月から翌年5月まで翌月10日。

(イ) 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月10日(特別徴収)

イ 法人等

法人税と同じ(原則として、各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月後)

ただし、法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等で均等割のみを課されるものについては、4月30日。

(6) 徴収方法

ア 個人

普通徴収、特別徴収

イ 法人等

申告納付

2 固定資産税

(1) 納税義務者

固定資産の所有者(所有者とみなされるものを含む。)

(2) 課税客体

固定資産(土地、家屋及び償却資産)

(3) 課税標準

ア 土地及び家屋

基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格(課税標準の特例の適用を受けるものにあつては、その価格にそれぞれの率を乗じて得た額)

イ 償却資産

賦課期日における価格(課税標準の特例の適用を受けるものにあつては、その価格にそれぞれの率を乗じて得た額及び大規模の償却資産については一定限度以下の額)

(4) 免税点

土地 30万円、家屋 20万円、償却資産 150万円

(5) 税率

標準税率 100 分の 1.4

(6) 賦課期日

1月1日

(7) 納期

4月、7月、12月及び2月中において条例で定める。

(8) 徴収方法

普通徴収

### 3 軽自動車税

#### (1) 納税義務者

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者（これらについて、所有権留保付売買があった場合は買主を所有者とみなす。）

#### (2) 課税客体

原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

#### (3) 課税標準

課税客体の台数

#### (4) 標準税率

区 分		標準税率		
		税率 (平成 26 年度 まで)	税率 (平成 27 年度 より)	税率 (平成 28 年度 より)
原動機付自転車	(イ) 総排気量が 0.05 リットル以下のもの または定格出力が 0.6 キロワット以下のもの ( (二) に掲げるものを除く。)	年額 1,000 円		年額 2,000 円
	(ロ) 二輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、 0.09 リットル以下のもの または定格出力が 0.6 キロワットを超え、 0.8 キロワット以下のもの	年額 1,200 円		年額 2,000 円
	(ハ) 二輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの または定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの	年額 1,600 円		年額 2,400 円
	(ニ) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。） で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの または定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの	年額 2,500 円		年額 3,700 円
軽自動車 及び 小型特殊自動車	(イ) 二輪のもの（側車付のものを含む。）	年額 2,400 円		年額 3,600 円
	(ロ) 三輪のもの	年額 3,100 円	年額 3,900 円	
	(ハ) 四輪以上のもの			
	乗用のもの	営業用 年額 5,500 円 自家用 年額 7,200 円	年額 6,900 円 年額 10,800 円	
貨物用のもの	営業用 年額 3,000 円 自家用 年額 4,000 円	年額 3,800 円 年額 5,000 円		
二輪の小型自動車（側車付のものを含む。）		年額 4,000 円		年額 6,000 円

#### (5) 制限税率

標準税率に 1.5 を乗じて得た率

#### (6) 税率の特例

##### ア 経年車重課

##### (ア) 概要

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して 13 年を経過した軽四輪等について、標準税率の概ね 20% を重課する特例措置。

##### (イ) 適用年度

平成 28 年度分の軽自動車税から適用。

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引自動車は対象外。

区 分		標準税率	重課税率
三輪のもの		3,900 円	4,600 円
四輪以上のもの			
乗用のもの	営業用	6,900 円	8,200 円
	自家用	10,800 円	12,900 円
貨物用のもの	営業用	3,800 円	4,500 円
	自家用	5,000 円	6,000 円

## イ グリーン化特例（軽課）

### （ア）概要

一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽減する特例措置（対象者及び軽減割合は下表のとおり。）

### （イ）適用年度

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪等（平成 28 年度分、平成 29 年度分の軽自動車税について適用（取得の翌年度 1 年限り））

対 象 車		内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車</li> <li>・天然ガス軽自動車（ポスト新長期規制から NOX10%低減）</li> </ul>		税率を概ね 75%軽減
ガソリン車・ ハイブリッド車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H32 年度燃費基準 + 20%達成の乗用車</li> <li>・H27 年度燃費基準 + 35%達成の貨物車</li> </ul>	税率を概ね 50%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H32 年度燃費基準 達成の乗用車</li> <li>・H27 年度燃費基準 + 15%達成の貨物車</li> </ul>	税率を概ね 25%軽減

ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車に限る。

区分	標準税率	25%軽減 後の税率	50%軽減 後の税率	75%軽減 後の税率	
三輪のもの	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	
四輪以上のもの					
乗用のもの	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円
貨物用のもの	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円
	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円

適用年度

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪等（平成 30 年度分、平成 31 年度分の軽自動車税について適用(取得の翌年度 1 年限り)）

対 象 車		内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車</li> <li>・天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制から NOX10%低減）</li> </ul>		税率を概ね 75%軽減
ガソリン車・ハイブリッド車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H32 年度燃費基準 + 20%達成の乗用車</li> <li>・H27 年度燃費基準 + 35%達成の貨物車</li> </ul>	税率を概ね 50%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H32 年度燃費基準 + 10%達成の乗用車</li> <li>・H27 年度燃費基準 + 15%達成の貨物車</li> </ul>	税率を概ね 25%軽減

ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車に限る。

区分	標準税率	25%軽減後の税率	50%軽減後の税率	75%軽減後の税率
三輪のもの	3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円
四輪以上のもの				
乗用のもの 営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
乗用のもの 自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円
貨物用のもの 営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円
貨物用のもの 自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円

(7) 賦課期日

4 月 1 日

(8) 納 期

4 月中において条例で定める

ただし、特別の事情がある場合は、4 月以外の月に納期を定めることができる

(9) 徴収方法

普通徴収、証紙徴収

4 市町村たばこ税

(1) 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

(2) 課税客体

卸売販売業者等が小売販売業者若しくは消費者等に行う売渡し又は消費等に係る製造たばこ

(3) 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

(4) 税率

千本につき 5,262 円

ただし、旧三級品の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の特例税率の廃止に伴い、平成 28 年 4 月 1 日以降の旧三級品の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率については、次の表のとおり。

実施時期	市町村たばこ税
平成 28 年 4 月 1 日	2,925 円
平成 29 年 4 月 1 日	3,355 円
平成 30 年 4 月 1 日	4,000 円
平成 31 年 4 月 1 日	5,262 円

(5) 納期

当月分を翌月末日

(6) 徴収方法

申告納付

5 鉱産税

(1) 納税義務者

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

(2) 課税客体

鉱物の掘採事業

(3) 課税標準

鉱物の価格

(4) 税率

標準税率 100 分の 1 (制限税率 100 分の 1.2)

鉱物の掘採の作業場において毎月 1 日から末日までの間に掘採された鉱物の価格が、作業場所在地の市町村ごとに 200 万円以下である場合は 100 分の 0.7 (制限税率 100 分の 0.9)

(5) 納期

毎月 10 日から月末までの間において条例で定める。

(6) 徴収方法

申告納付

6 特別土地保有税

(1) 納税義務者

土地の所有者又は取得者

(2) 課税客体

土地の保有又は取得

ただし、取得後 10 年を経過したものについては課税されない

(3) 課税標準

原則として土地の取得価額

(4) 免税点

次に掲げる面積に満たない場合は、課税されない。

ア 都及び指定都市の区の区域 2,000 m<sup>2</sup>

イ 都市計画区域を有する市町村の区域 5,000 m<sup>2</sup>

ウ その他の市町村の区域 10,000 m<sup>2</sup>

(5) 税率

土地の保有にあつては、1.4/100

土地の取得にあつては、3/100

(6) 基準日

土地の保有にあつては、1月1日

土地の取得にあつては、1月1日又は7月1日

(7) 納期

土地の保有にあつては、5月31日

土地の取得にあつては、2月末日又は8月31日

(8) 徴収の方法

申告納付

ただし、平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行わない。

7 市町村法定外普通税

(1) 納税義務者・課税客体・課税標準・税率・賦課期日・納期

以上を条例で定める。

(2) 徴収方法

普通徴収、申告納付、特別徴収、証紙徴収

設定又は変更については、あらかじめ総務大臣の同意が必要。



## 目 的 税

### 1 入湯税

#### (1) 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

#### (2) 課税客体

鉱泉浴場における入湯行為

#### (3) 課税標準

入湯客数・入湯日数

#### (4) 税率

標準税率 1人1日について150円

ただし、1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱う

#### (5) 納期

条例で定める。

#### (6) 徴収方法

特別徴収

### 2 事業所税(指定都市等) 省 略

### 3 都市計画税

#### (1) 納税義務者

都市計画法の規定による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋又は市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者

#### (2) 課税客体

土地及び家屋

#### (3) 課税標準

土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける土地及び家屋にあってはその価格にそれぞれの率を乗じて得た額)

#### (4) 税率

条例で定める(制限税率 100分の0.3)

#### (5) 賦課期日

1月1日

#### (6) 納期

4月、7月、12月及び2月中において条例で定める。

#### (7) 徴収方法

普通徴収(原則として固定資産税の賦課徴収と合わせて行う。)

### 4 国民健康保険税

#### (1) 納税義務者

国民健康保険の被保険者である世帯主

#### (2) 税率(課税額等)

基礎課税額(国民健康保険に要する費用にあてるための課税額)と後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援金等の納付に要する費用にあてるための課税額)、介護納付金課税額(介護納付金の納付の費用に充てるための課税額)の合算額(基礎課税額は54万円、後期高齢者支援金等課税額は19万円を、介護納付金課税額は16万円を超えることはできない。)

(3) 賦課期日

4月1日

(4) 納期

4月、7月、10月及び1月中において条例で定める。

(5) 徴収方法

普通徴収、特別徴収

## 5 市町村法定外目的税

(1) 納税義務者・課税客体・課税標準・税率・賦課期日・納期

以上を条例で定める。

(2) 徴収方法

普通徴収、申告納付、特別徴収、証紙徴収

設定又は変更については、あらかじめ総務大臣の同意が必要。

## 国有資産等所在市町村交付金の概要

### 1 国有資産等所在市町村交付金

#### (1) 交付者

国及び地方公共団体

#### (2) 交付の客体

ア 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。)

イ 空港及び地方管理空港の用に供する固定資産((ウ)に掲げるものを除く。)

ウ 国有林野の管理経営に関する法律第2条第1項の国有林野に係る土地

エ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産((ア)に掲げるものを除く。)

オ 水道施設若しくは工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産((ア)に掲げるものを除く。)

カ 石油の備蓄の確保等に関する法律第29条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産

#### (3) 交付金算定標準

国有財産台帳等に記載された固定資産の価格(住宅、空港等及び(オ)に係るダムの用に供する固定資産のうち、家屋及び償却資産に係るものにあつては、これらの価格にそれぞれの特例率を乗じたもの、大規模の償却資産にあつては一定限度額以下のもの。)

#### (4) 交付金算定率

100分の1.4

#### (5) 算定期日

前年の3月31日

#### (6) 交付の時期

6月30日まで

## 地方譲与税の概要

### 1 地方揮発油譲与税

#### (1) 譲与総額

地方揮発油税収入額に相当する額

#### (2) 譲与団体

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

#### (3) 譲与の基準

##### ア 都道府県及び指定市

地方揮発油譲与税の 58/100 に相当する額を都道府県及び道路法第 7 条第 3 項に規定する指定市に対し、前年 4 月 1 日現在における各都道府県及び指定市の区域（指定市を包括する都道府県にあっては、当該指定市の区域を除いた区域）内に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道（当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与する。

##### イ 市町村

地方揮発油譲与税の 42/100 に相当する額を市町村に対し、前年 4 月 1 日現在における各市町村の区域内に存する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与する。

#### (4) 譲与の時期

6 月、11 月及び 3 月

#### (5) 使 途

条件制限なし

### 2 石油ガス譲与税 省略

### 3 自動車重量譲与税

#### (1) 譲与総額

自動車重量税収入額の 1000 分の 407 に相当する額

#### (2) 譲与団体

市町村（特別区を含む。）

#### (3) 譲与の基準

前年 4 月 1 日現在における各市町村の区域内に存する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与する。

#### (4) 譲与の時期

6 月、11 月及び 3 月

#### (5) 使 途

条件制限なし

### 4 特別とん譲与税

#### (1) 譲与総額

特別とん税収入額の全額

#### (2) 譲与団体

開港所在市町村

(3) 譲与の基準

開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額（一つの開港に係る開港所在市町村が二つ以上あるときは、その区域を管轄区域とする税関に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与し、この場合にその区域が一つの税関の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところによって当該税関に係る特別とん税の収入額に相当する額をあん分した額を譲与する。）

(4) 譲与の時期

9月及び3月

(5) 使 途

条件制限なし

5 航空機燃料譲与税

(1) 譲与総額

航空機燃料税収入額の9分の2に相当する額

(2) 譲与団体

空港関係都道府県及び空港関係市町村

(3) 譲与の基準

航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額のうち2分の1の額（H27年度は4/9）を着陸料の収入額により、他の2分の1の額（H27年度は5/9）を一定の騒音基準に該当する地区内の世帯数によってあん分して譲与する。（空港関係市町分）

(4) 譲与の時期

9月及び3月

(5) 使 途

航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他政令で定める空港対策費用